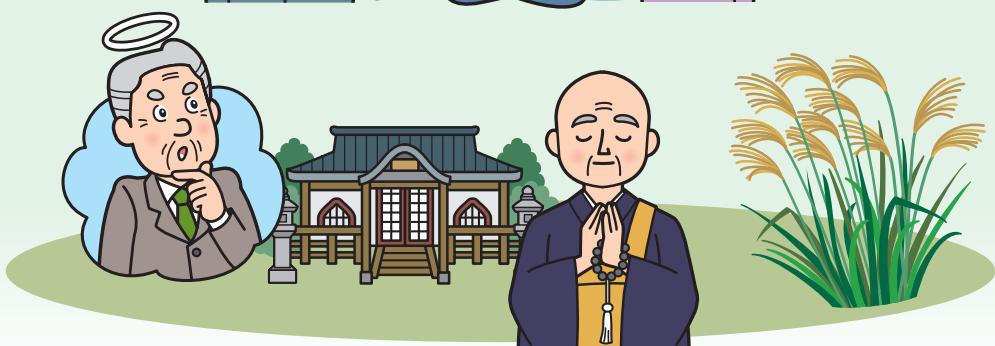
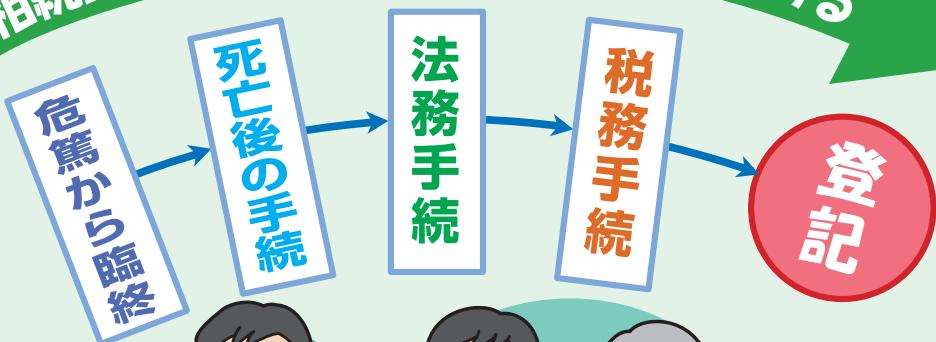


身近な人が亡くなつて慌てないための
はじめての

相続と生前対策

相続登記までの道のりにはドラマがある



はじめに

自分で相続を取り仕切ってみて、初めてその大変さがわかります。相続は法務や税務の申告だけではありません。

危篤から始まり、臨終、葬儀、死亡手続、遺産分割、そして相続税の申告まで10か月で終える必要がありますが、この10か月は本当に長い道のりです。

私たちは身内の相続を経験して、実務でわからないこと、聞きたいことがたくさんあることに気づきました。そして今回、専門家としては恥ずかしいですが、失敗談と対策を本冊子にまとめてみた次第です。

現在、相続税はお金持ちにしかからない税金ではなく、普通の人にでもかかる身近な税金になっています。多くの方々から相続の相談を受けていて、「もう少し早く相続対策のことに気づいていれば、余計な税金を払わなくてすんだのに…」との声をたくさん聞いております。

ぜひ、今からしっかり手を打って相続で後悔することのないようにしてください。本冊子がその一助になれば幸いです。

目次

1 悲しみの中で経験していないことが10か月続きます 4

2 大切な人が亡くなった後の葬儀の素朴な疑問 6

- ① 危篤から臨終まで 6
- ② 葬儀社、お寺との打合せをして通夜から葬儀へ 7
- ③ 納骨とそれまでの法要の簡略化 8
- ④ 社葬の際の留意事項 9

3 葯儀終了後に待っている様々な手続 10

- ⑤ まずは市役所へ行ってみよう 11
- ⑥ 主な手続の申請方法 12
- ⑦ 生命保険金を請求する 13
- ⑧ 金融機関での名義変更手続 14
- ⑨ 不動産の名義変更と登記の義務化 15

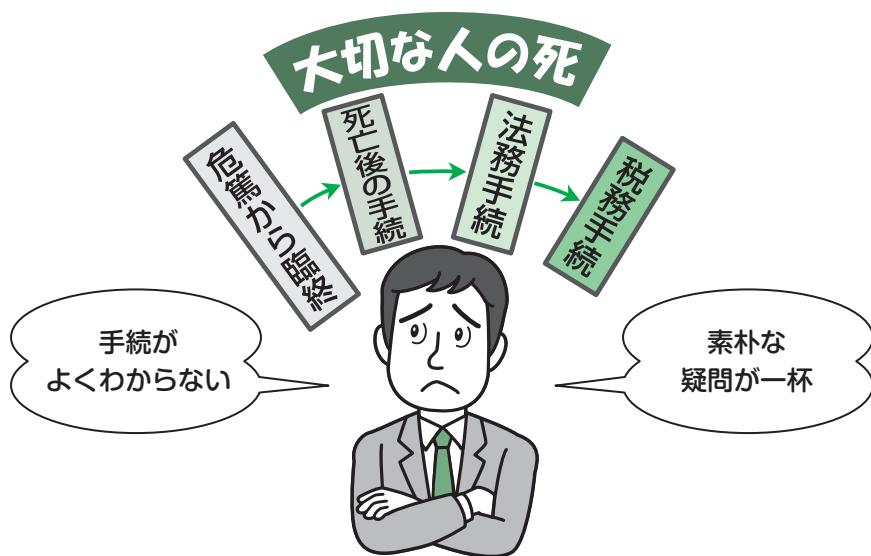
4 遺産分割についての素朴な疑問 16

- ⑩ 法定相続人と優先順位 16
- ⑪ 財産をどのように分割すればいいのか 17
- ⑫ 法定相続人を検証するのが戸籍です 18
- ⑬ 相続人の状況により代理人が必要 19
- ⑭ 遺産分割協議の進め方 20
- ⑮ 相続人全員で遺産分割協議書を作成する 21
- ⑯ 遺言は故人の願いを実現させることです 22
- ⑰ 特別な事情がある場合の法定相続分の計算 23

18	公正証書遺言作成の手順	24
19	遺言をしていても遺留分侵害に注意	25

5 相続税の算定と生前対策についての素朴な疑問 26

20	相続税がかかる人	26
21	こんな家族にも相続税がかかってびっくり	27
22	早見表で相続税を計算してみよう	28
23	相続税健康チェック スタート	29
24	あなたの相続税の健康度は？	31
25	小規模宅地等の評価減の特例	32
26	居住用宅地の80%評価減を受けるための要件	33
27	早く贈与していれば相続税は少なくてすんだのに	34
28	暦年課税の生前贈与加算とその抜け道	35
29	こんな場合に相続時精算課税が有利	36
30	相続開始後10か月までに申告して納税する	37
31	遺産分割ができなかった場合の相続税申告	38
32	最低限必要なエンディングノート	39



1

悲しみの中で経験していないことが 10か月続きます

家族が亡くなり悲しみが続く中でも、葬儀、各種の手続、遺産分割、申告・納税など、相続税申告期限までの10か月間にしなければならないことがたくさんあります。届出期限が短いものもあるので、しっかり確認しましょう。

なんとか無事に葬式を終えたい



やっと
式が
終わった

危篤
死亡
通夜
葬儀
死亡



葬儀終了後は様々な手続が待っている

- ①基本手続
- ②もらう手続
- ③名義変更手続
- ④やめる手続

⇒詳しくは P10へ



届出の期日が
ありますよ

納骨
49日

葬儀社との
打合せ

お寺に
連絡

親族への
連絡

看病でくたくたに
疲れたのに
やることがこんなに！

供花等の
並べ方は？



初七日も
やってしまおう

法要等は
簡略化していきたい

ワンポイント

「危篤です」との電話で、夜中に駆け付け、気がついたら朝だった。

さあ、これから始まる葬儀を疲れた身体にムチ打って何とか無事に終えたい。

生前に故人の希望を確認しておくとスムーズに進むこともあるでしょう。

① 悲しみの中で経験していないことが10か月続きます

遺産分割は、遺言書の確認、相続人の把握、相続税や遺留分を計算しながらの話し合い、必要書類の準備など、意外と時間がかかります。一つひとつ確実に進めることができいちばんの近道です。

法務税務の手続をする

法務手続



長男 長女
遺産分割

税務手続



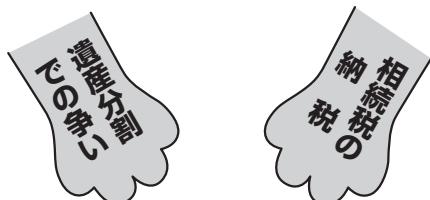
※ 不動産登記が義務化され、未登記の場合は10万円以下の過料が課されます。
その所有権の取得を知った日から3年以内に登記申請が必要です。

登記手続*



税務申告

10か月



弁護士 税理士 司法書士

遺産分割が
こんなに
揉めるなんて…



法務税務の手続は
手間も時間も
かかりますよ

手続等が
不安な方は
専門家に
相談しましょう

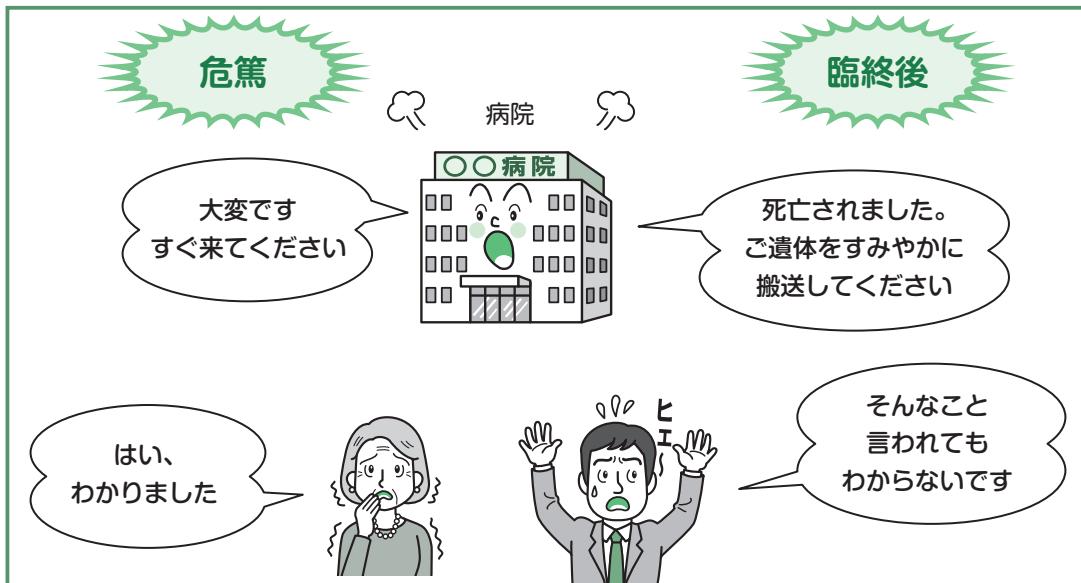
ワンポイント

役所の手続も初めてのことで疲れた。

その後待っていたのは、遺産分割での醜い争い。とどめは、思いもよらない大きな税金。これが相続という魔物だったんだ。

1 危篤から臨終まで

バタバタ病院へかけ込んで臨終まで疲れ切ってしまいました。



(1) 知らないことばかりでびっくり

危篤の呼び出しに病院へ駆けつけると「死亡されました、ご遺体を○時までに搬送してください」「寝間着じゃなくて旅立ちの服を持ってきてください」。着の身着のままで夜中でも駆けつけたのに、旅立ちの服なんて持っているはずがない

(2) これを知っておかないとだめ

- ① 急に搬送してくれと言われてもできないので、事前に葬儀会社を決めておく方がよい
- ② 旅立ちの服も事前に考えておくこと（故人の生前に確認しておきましょう）
- ③ 「遺体は自宅か葬儀式場へ搬送しますか」と聞かれた（一度自宅に帰してあげたい時は自宅を選択する）
- ④ 死亡診断書は3,000円から1万円ぐらいしますので、必ずコピーを5枚ほど取っておいてください（発行料は病院により異なります）

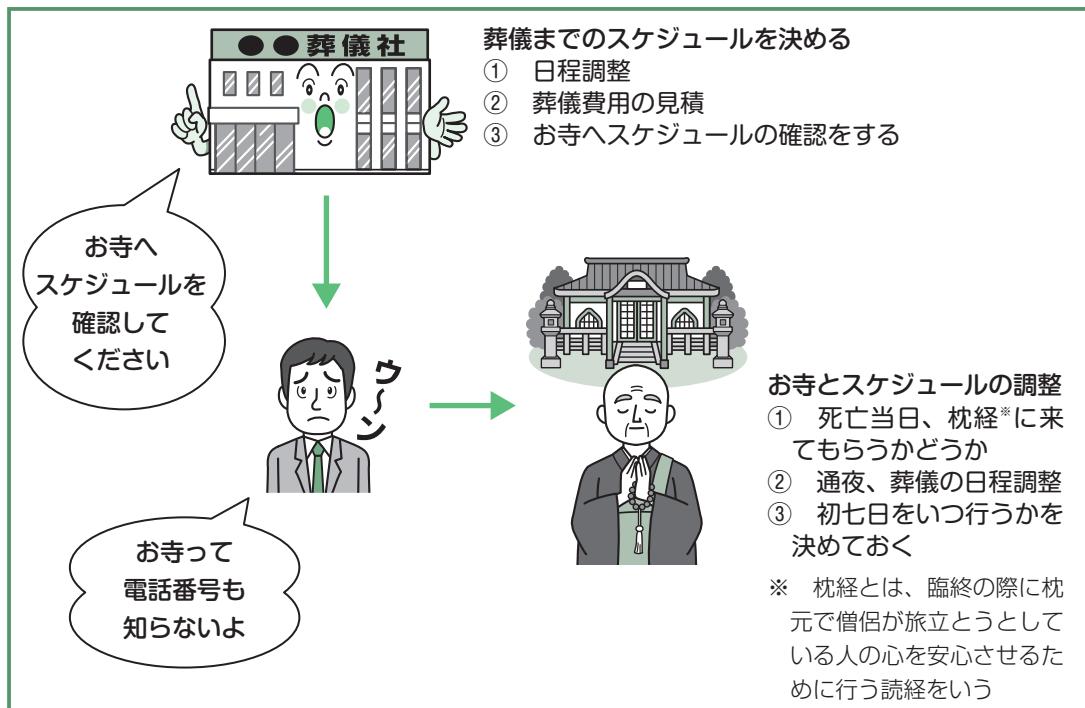
ワンポイント

葬儀社が決まっていなくても病院で紹介してもらえることもありますが、生前に自分で決めておいた方が安心できると思います。

2

葬儀社、お寺との打合せをして 通夜から葬儀へ

日程調整で電話するとき、僧侶のことをどうお呼びするのかもわからず困ってしまった。



(1) 知らないことばかりでびっくり

- ① スケジュールを決めるために、お寺へすぐ連絡してと言われた
- ② お寺へ連絡すると「枕経はどうされますか」と言われた
- ③ お寺へのお礼（御布施）の仕方がわからない

(2) これを知っておかないとダメ

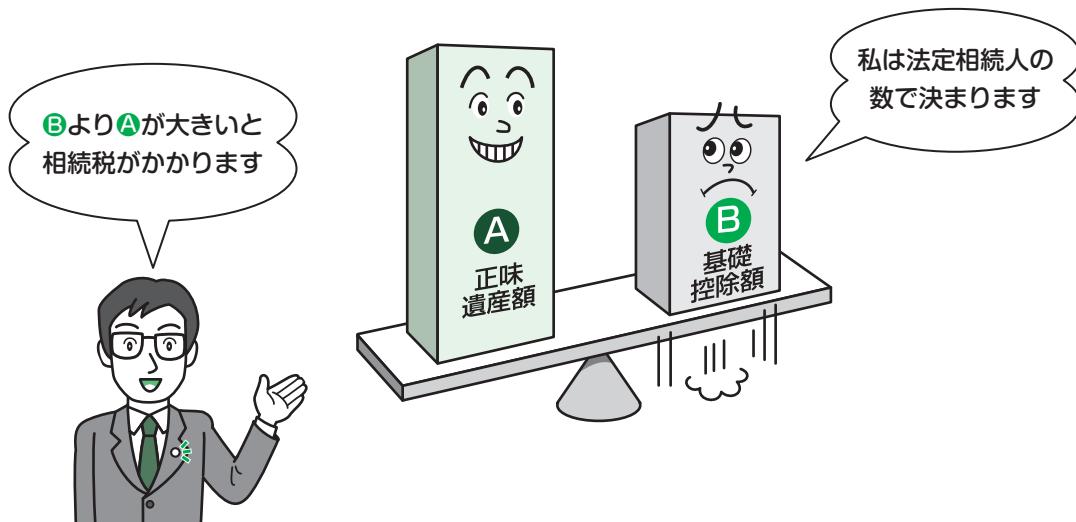
- ① お寺の連絡先ぐらいはメモしておく
- ② 葬儀の規模や遺影をあらかじめ決めておく

ワンポイント

御布施については、「どうさせてもらえばいいのでしょうか」と聞いて「お気持ちだけで結構です」という言葉をもらっておくとよいでしょう。相場は場所、形態により変わりますが、一般的には30万円前後といわれています。

20 相続税がかかる人

パッと見て相続税がかかる人ってどんな人ですか。



Aとは 遺産総額 - 借入金などの債務

Bとは $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$

相続税のかかる人 $A > B$

ワンポイント

ただし配偶者には税額軽減の特例があります。

- ① 配偶者が法定相続分までもらった場合の相続税
- ② 配偶者が1億6,000万円までもらった場合の相続税

の有利な方を選択できます。

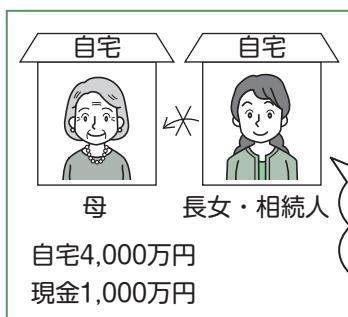
今回の遺産総額が1億6,000万円の場合、配偶者が1億6,000万円までもらって相続税をゼロにすることも可能です。しかし、次の配偶者の相続（2次相続）の時には、この特例が使えません。2次相続を考えながら決めてください。

21

こんな家族にも相続税がかかってびっくり

相続税がかかる人＝資産家ではありません。普通の人にでもかかってくるのが、現在の相続税です。普通の人とは次のような人です。

- (1) 相続財産の中に相続人が住まない自宅があるとき → 自宅は原則として居住しないと80%評価減ができません (p33参照)



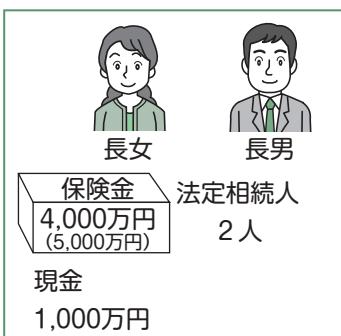
- A 正味遺産 5,000万円 (4,000万円+1,000万円)
 B 基礎控除 3,600万円 (3,000万円+600万円×1人)
 A-B 1,400万円

私は母の家に住みませんよ

80%減ができるば
税金はからない
かもしれませんよ



- (2) 大きな保険が突然入ってきたとき → 突然相続財産が増えたときには、何ら手を打てないです



- A 正味遺産 5,000万円 (4,000万円+1,000万円)
 生命保険の課税対象 4,000万円 (p30参照)
 (5,000万円-500万円×2人)
 B 基礎控除 4,200万円 (3,000万円+600万円×2人)
 A-B 800万円

大きな保険が入ってくるときには、しっかり対策を考えておくことですね



ワンポイント

万が一の時のことを考えて相続税を計算しておくことが大切です。それにより、早くから手を打っておくことです。

22

早見表で相続税を計算してみよう

概算の相続税を出すことぐらい、この表を使えば簡単にできますよ。

- ①相続財産（課税価額）が2億円で
- ②配偶者がいて ③子ども2人の場合

相続財産 配偶者 子どもの数 相続税
 ① [20,000万円] → ② [有・無] → ③ [2人] → ④ [540万円]

①～④で、すぐ
相続税がわかりますよ



相続税早見表

(単位：万円)

子どもの数 課税価格	配偶者 有②			配偶者 無		
	1人	2人③	3人	1人	2人	3人
4,000	0	0	0	40	0	0
5,000	0	0	0	160	80	19
7,000	0	0	0	480	320	219
8,000	0	0	0	680	470	329
9,000	0	0	0	920	620	480
10,000	0	0	0	1,220	770	629
11,000	0	0	0	1,520	960	779
13,000	0	0	0	2,120	1,360	1,079
15,000	0	0	0	2,860	1,840	1,440
18,000	304	244	220	4,060	2,740	2,040
① [20,000]	668	④ [540]	486	4,860	3,340	2,459
相続税						
23,000	1,290	1,050	946	6,060	4,240	3,359
25,000	1,771	1,429	1,295	6,930	4,920	3,959
30,000	3,229	2,669	2,370	9,180	6,920	5,460
35,000	4,460	3,735	3,289	11,500	8,920	6,979
40,000	5,460	4,610	4,154	14,000	10,920	8,979

※ 1 課税価格 (p30④の金額) = 相続財産 - 債務・葬式費用

※ 2 配偶者の税額軽減特例を最大限活用 (16,000万円か相続財産の1/2のいずれか高い方の金額まで) するものとしています。

※ 3 相続時精算課税制度の活用は考慮していません。

※ 4 万円単位で表示していますので、多少の誤差は生じます。

ワンポイント

あなたの相続税の金額は？

相続財産の課税価格
p30④より

配偶者

子どもの数

おおよその相続税
(→ p31の②へ記入)

① 万円 → ② 有・無 → ③ 人 → ④ 万円